



### 仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

い。また、相談はどこにすればよいのでしょうか。

**A** 障害者雇用促進法では、身体障害者及び知的障害者

**Q** 2018年度に精神障害者の雇用が義務化されると聞きました。雇用についてどのような支援があるのか教えてください。



わが社も精神障害者がある方の雇用を考えたことはあると思うが……？  
公的支援があると思うが……？

## 精神障害者の雇用支援について

しかし、18年度から用は、法により定められ、障害者の雇用割合は、(法定雇用率)の算定基礎に精神障害者が加えられるため、民間企業に対する法定雇用率(現在2.0%)が見直される可能性もあります。

当労働局内において、13年度にハローワークを通じて就職した障害者の件数は過去最高の534件となり、11年連続して前年度実績を上回っています。このうち精神障害者の就職件数は、08年度の2倍以上となる224件で過去最高となっております。今後ますます雇用の促進と職場定着の重要性が高まることから予想されます。

その際、活用できる制度・支援策として、雇い入れにはハローワークなどによる「人材紹介」及び「障害者トライアル雇用奨励金」「特定求職者雇用開発助成金」「障害者初回雇用奨励金」などの助成制度が、定着については「ジョブ・コネクト」による職場定着支援「職場復帰支援」などがあります。

詳細については最寄りのハローワークに尋ねてください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話 0857-29-1708